

# 市職員 募集

土木・建築・保健師・保育士・消防



職員課 ☎70・5607

次のとおり市職員を募集します。現役の職員が仕事内容を市ホームページで紹介しているので、参考にしてください。

▶試験区分など 表のとおり ▶第1次試験日 9月19日(日) ▶場 市役所会議室など ▶期間 8月13日～20日(必着) ▶方法 市ホームページから電子申請か簡易書留 ▶受験案内・申込書配布 職員課(土・日曜日は市民課)、保健福祉プラザ(市ホームページからダウンロード可) ▶その他 詳細は受験案内参照



試験区分(レベル)	受験資格	採用予定時期
土木 (大学卒程度)	昭和63年4月2日～平成12年4月1日生まれで、学校教育法に規定する大学の土木に関する学部・学科を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の知識を有する方	来年4月以降
建築 (大学卒程度)	昭和63年4月2日～平成12年4月1日生まれで、学校教育法に規定する大学の建築に関する学部・学科を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の知識を有する方	
保健師 (大学卒程度)	昭和63年4月2日以降生まれで、保健師免許を有する(来年3月末までに保健師免許取得見込みを含む)方	
保育士 (短大卒程度)	昭和63年4月2日以降生まれで、保育士の資格を有する(来年3月末までに保育士資格取得見込みを含む)方 ※県で実施の地域限定保育士試験における資格取得見込者を含む	
消防 (大学卒程度)	次の条件を全て満たす方 (1)平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれ (2)視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上で、一眼でそれぞれ0.3以上である (3)聴力正常である	
消防 (短大卒程度)	次の条件を全て満たす方 (1)平成12年4月2日～平成14年4月1日生まれ (2)視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上で、一眼でそれぞれ0.3以上である (3)聴力正常である	
消防 (高校卒程度)	次の条件を全て満たす方 (1)平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ (2)視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上で、一眼でそれぞれ0.3以上である (3)聴力正常である	

## 土木職説明会の動画を公開します

土木職の先輩職員が市の魅力や職場紹介、体験談を語る職員採用試験説明会動画を公開します。ぜひご覧ください。

▶公開期間 8月1日(日)～9月19日(日) ▶期間 8月1日～20日に市ホームページから電子申請 ▶視聴方法 申し込み後、メールで送信されるURLから動画ページにアクセス ▶その他 詳細は市ホームページ参照



# 市内商業者の新型コロナウイルス感染症対策の取り組みを支援します

対象事業に取り組む事業所に支援金20万円を支給

支援金コールセンター(商業観光課内) ☎70・5687

長期化するコロナ禍において、市内商業者の持続可能な経営基盤の強化を目的に、新しい生活様式に対応した環境整備や新たな事業展開の取り組みに対して支援金を支給します。

◆主な支援内容 新型コロナウイルス感染症への対策として、右の対象事業の例のように、感染症対策備品などの購入のほか、持続可能な経営基盤の強化に向けた事業転換や業態転換のための設備・サービス・システムの導入費用のうち、消費税・地方消費税を除く合計金額が20万円以上の事業(単独事業でも複数事業の組み合わせでも可)に対して、1事業所につき20万円を支給します。

支援金の支給を受けるには、感染症対策備品などの導入の前に、市へ見積書などの提出が必要です。◆市内に事業所を有する卸売

業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、不動産業、物品賃貸業、教育・学習支援業、専門サービス業、技術サービス業、道路旅客運輸業を営む中小企業者(一部対象外あり)

◆8月2日～9月30日に申請書に見積書などの必要書類を添えて、〒252-1192市役所商業観光課へ郵送か直接。必要書類や対象業種などの詳細は、市ホームページを確認してください

- 【対象事業の例】
- ◆感染症対策関係
    - ・アクリル板の購入
    - ・除菌ウイルス空気清浄機の購入
    - ・除菌処理を業者発注
    - ・キャッシュレス決済の導入 など
  - ◆事業転換
    - 卸売業者が小売業に参入するために要する経費 など

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請期限は8月末まで

福祉総務課 ☎70・5624

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う総合支援資金の再貸付の終了などによって、生活に困窮している世帯の方に支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限は、8月31日までです。

①の対象者には7月上旬に申請書などを郵送しています。支給を希望する方は、期限までに手続きをしてください。

②①同資金の再貸付が終了し特例貸付が受けられない方が不承認となった方②再貸付を申請するため、自立相談支援機関で支援決定を受けられなかった方。収入要件などあり▶同資金再貸付の借入書(控)の写し、申請者の身分証明書(運転免許証、保険証など)、ハローワークカードの写し、収入がある方の直近の収入が確認できるもの、世帯全員分の通帳の写し▶8月31日までに〒252-1192市役所福祉総務課に郵送か直接



## 児童扶養手当など利用者は年1回の届け出を

こども未来課 ☎70・5664

子育てを支援する次の制度を利用している場合、継続して利用する資格があるか審査するため、年1回の届け出が必要です。届け出をしないと手当や助成を受けられなくなります。対象者は、こども未来課へ直接届け出てください。詳しくは、7月下旬に郵送した書類を見てください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金も受け付けています。同給付金の詳しい情報は、広報あやせ7月15日号か市ホームページを見てください。

### 児童扶養手当(現況届)

▶児童扶養手当(ひとり親家庭の方への手当)を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)▶期間 8月2日～31日▶手当証書

### 特別児童扶養手当(所得状況届)

▶特別児童扶養手当を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)▶期間 8月12日～9月13日▶手

当証書

### ひとり親家庭等医療証(現況届)

▶ひとり親家庭等福祉医療証を受けている方▶期間 8月11日～9月10日▶同医療証、健康保険証(カードの場合は対象者全員分)▶その他 児童扶養手当の現況届を行った方は、医療証の届け出を省略可

## 8月7日(土)・29日(日)に臨時窓口を開きます

上記の各届け出と同給付金の手続きのみを受け付けます。

8月7日(土)・29日(日) 8時30分～12時15分、13時～17時

